

丁韞良の法律新語
— 《萬國公法》からの変遷を中心に—

藤本 健一

William. A. P. Martin's Legal terms
: Focus on Change from *Wanguo Gongfa*

Kenichi FUJIMOTO

摘要：

本文以丁韞良の譯著《萬國公法》(1864)、《公法便覽》(1878)、《公法會通》(1880)、《陸地戰例新選》(1883)、《公法新編》(1903)、《邦交提要》(1904)等6種國際法著作為材料，對其中所使用的法律新詞進行了考察，並得出以下5個結論。(1)《公法便覽》等5種後出的著作，基本都參考了丁氏本人之前出版的著作中的法律新詞，這對確立法律新詞有積極作用。(2)從各書的共收法律新詞來看，出版時期較近的譯著之間共收詞語更多，如：《萬國公法》與《公法便覽》為23個；《公法便覽》與《公法會通》為29個；《公法會通》與《公法新編》為22個等，由此可知法律詞彙的發展有一定的承接性，並非一蹴而就。(3)在6種譯著中，只有20世紀初葉成書的《公法新編》、《邦交提要》中開始出現“和製法律新詞”，但數量較少。(4)《公法新編》(1903)中出現和製法律新詞，說明了當時日語詞彙在晚清中國已有一定的影響力。(5)日本人添加“訓點”後，翻刻出版《萬國公法》、《公法便

覽》、《公法會通》、《陸地戦例新選》等書、説明當時丁韞良の譯著在日本有一定的影響、而 20 世紀後出版的《公法新編》、《邦交提要》卻未被引進日本、結合這兩書中已經開始出現“和製法律新詞”這一現象、說明日中在該領域的影響已經發生偏轉。

1. はじめに

近代新語の研究が進むに連れて、新概念の訳語は日中両語の相互影響により形成されてきたことは共通認識となっているが、近代法律新語に関しては日中の影響関係の詳細を究明できていない部分は少なくない。

例えば、丁韞良¹⁾ (William.A.P.Martin, 1846-1916) は国際法の漢訳書《萬國公法》(1864)、《公法便覽》(1878)、《公法會通》(1880)、《陸地戦例新選》(1883)、《公法千章》²⁾ (1899)、《公法新編》(1903)などを刊行³⁾し、国際法の講義を基に《邦交提要》(1904)も著したが、《公法會通》以降の著訳は近代新語の研究資料として注目されてこなかった。しかし日中言語接触による中国語への影響、特に法律新語に関しては 19 世紀末に近づくにつれて顕在化し、拡大している。小稿では丁韞良が最初に漢訳した《萬國公法》から《邦交提要》までの 40 年間にわたる晩清の法律新語の発展を辿りたい。

2. 丁韞良の国際法漢訳書と法律新語

2.1 《萬國公法》(1864)

《萬國公法》は国際法を系統的に中国に紹介した最初の漢訳書である。これを丁韞良は同文館の教習に就く前に何師孟、李大文、張煒、曹景榮などの

¹⁾ 丁韞良はアメリカ人宣教師で 1850 年に布教のため中国に派遣された。1865 年に Anson Burlingame (蒲安臣) と Thomas Wade (威妥瑪) の推薦で、同文館の英文教習を務め、1867 年に政治経済及び国際法教習を経て、1870 年に総教習を務めた。特に国際法を広めた功績は高く評価されている。

²⁾ 《公法千章》は筆者未見、田涛(2001:98)によると《公法千章》は丁韞良、聯芳、慶常共訳、全 5 巻。イギリスの法学者 William Edward Hall (霍爾) の代表作 A Treatise on International Law からの漢訳の可能性があるという。

³⁾ なお《萬國公法》、《公法便覽》、《公法會通》、《陸地戦例新選》は訓点本が現存する。

協力を得て漢訳し、総理衙門の支持と援助のもと公刊に至った。底本はアメリカの法学者 Henry Wheaton（惠頓）の Elements of International Law である⁴⁾。全 4 巻からなり、巻頭に董恂と張斯桂の序文がある。中国で刊行された翌年 1865 年には日本の開成所で翻刻され、訓点本や注釈本が数多く現存する。

該書には国際法特有の法律新語（萬國公法、特權、局外など）が散見する一方で、法学一般の用語（性法、告訴、刑罰など）も多く見られる。

《萬國公法》に見られる法律語⁵⁾は 213 語あり、法律新語は 61 語である。法律新語を以下に挙げる。

新造語（44 語）：常約 初擬 大法院 代辦者 地方法院 地方法院條規
罰款 法院 公師 公約 國約 海案 海法 恆約 和權 護約 君
約 内公法 内國法 全權 上法院 上權 擅約 司海法院 私條 私
戰 特權 特約 外法 外公法 萬國公法 萬國律例 下法院 小法院
性法 刑權 原告者 原權 約據 約款 越權 戰利法院 戰權 囑
遺

⁴⁾ H.Wheaton の原著には複数の版本があるが、張嘉寧（1991：404）は漢訳に着手した時期や章節と文の配置から 1855 年の第六版が底本に相応しいと指摘した。

⁵⁾ 筆者は法律語を既存語、新造語、転用語、和製法律新語に分類し、既存語を除いた新造語、転用語、和製法律新語を法律新語と呼ぶ。なお和製法律新語にも新造語と転用語の別はあるものの本稿ではそこまで踏み込まないこととする。《萬國公法》には既存語が 152 語あり、以下に提示する。斜線より前の 8 語は《海國圖志》に収録の国際法に関する論文“各國律例”（1847）にも用例がある以外は全て新出である。

充公 法度 法制 講和 律法 律例 權柄 治罪／案件 被告 被告者 背約 不法 捕拿 查封 償還 常例 常行 查問 出告 出語 詞訟 辭訟 代理 大罪 典押 抵償 定案 定法 定例 定律 定罪 斷案 斷法 斷訟 法令 犯案 犯法 犯罪 法司 法外 非法 俘虜 覆審 復審 干犯 告發 告發者 告者 告狀 告罪 公案 公戰 國權 國土 故殺 合同 和約 會盟 婚姻 疆界 疆土 加刑 稽查 稽察 結案 禁令 拘禁 軍法 君權 控告 控討 虧空 兩造 理斷 例法 離婚 例款 立約 論法 盟約 免罪 明許 密約 謀殺 默許 臬司 擬罪 賠償 憑據 強犯 人犯 入籍 上告 上控 審案 審辦 審察 審斷 審罰 審法 審結 審理 審訊 伸冤 釋放 實權 私產 嗣續 訟詞 訟獄 俗法 逃犯 條規 條款 條例 條約 通例 統權 王法 違法 違律 違約 下獄 刑典 刑罰 行法 刑官 興訟 宣戰 押護 嚴罰 遺產 議和 遺囑 有罪 原告 證據 爭訟 制法 制律 重案 中保 中立 重罪 專權 捉拿 罪案 罪犯 罪魁 罪名 坐罪

転用語 (17 語) : 初審 動物 法師 法堂 公法 國法 局外 理法 内
法 權利 審權 司法 私權 天法 責任 植物 主權

丁韞良が初めて“權利”と「right」との対訳関係を構築し、今日の中日両国でもこの用法を継承している⁶⁾。權利の意味で“～權”を語素の一部とする用法も《萬國公法》に見られ、“主權、私權、特權”などの用例がある。しかし、“自然之權、平行之權”のように“權”一字でrightの意味に当てる方法はすでに“各國律例”(1847)から確認された現象である。

新造語の“法院”は《萬國公法》が新出であり、第一卷第一章第十二節に“依諸國之常行及現今之公法，尚未設有統理之法院，秉公不偏，以斷海案”とある。この“法院”はtribunalに対応し、清末・民国の法典に採用され現代中国語でも使用されつづけている。

同じ新造語の“萬國公法”はinternational lawの意味で、書名には使用されたが本文中では一度も用例がなく、“萬國之公法”が見えるのみである。その代わりに国際法を言う時はほとんど“公法”を使用していた。“萬國公法”は20世紀初頭まで広く使用されたが、「国際法」という言い方に押され死語となった。転用語で死語となった例に“法師”がある。《萬國公法》における“法師”は“依古時法師所論，公法出於理，而萬國之服化者無不遵守。”(第一卷第一章第六節)と“上法師曾經批分此二等罪案”(第二卷第二章第九節)の用例のようにjurisconsultやjudgeと対訳され法学者や裁判官の意味である。かつての僧侶や道士に対する尊称ではなく、法律・法学に精通した人という新義を獲得しているが、“法師”がもつ負のイメージが強かったのか、法学者や裁判官の意味では定着しなかった。ちなみに“動物、植物”は今日の動産・不動産に当たる。

⁶⁾ “權利”を丁韞良の手になる訳語とする見方はすでに定説となっており、早くは『箕作麟祥君傳』(1907)に箕作麟祥のことばとして紹介されている。

2.2 《公法便覽》（1878）

《公法便覽》は丁韋良が同文館の教習に就任後、その学生の汪鳳藻、鳳儀、左秉隆、徳明等と漢訳した重要な国際法の著書である。巻一から巻四の7章、續巻2章と“附公法家書目考略”からなる。自序に翻訳の動機について、時局の変化により新たな国際法の著書を漢訳する必要性があること、原著者が公平公正な態度を取っていること、簡潔明瞭な内容で国際法の学習に適していること、原著が広く普及していたこと⁷⁾を挙げている。底本はアメリカの著名な国際法学者 Theodore Dwight Woolsey（吳爾璽）の著作 Introduction to the Study of International Law（初版は1860年）である。漢訳に3年を要し、完成後は総理衙門大臣の披閲を経て出版された（《公法便覽》凡例）。妻木頼矩による訓点本があり、日本でも読まれていた。一方で呉氏の原著を箕作麟祥が『國際法』（1875）として一部を和訳、刊行している。丁韋良は自序で“日本與美國異文而繙譯之”と指摘しているように、和訳本の存在を承知していたが、そこから訳語を借用することはなかった⁸⁾。

《公法便覽》の法律新語は44語である⁹⁾。その内訳は以下の通り、それぞれ斜線より後ろが新出である。

⁷⁾ 田涛（2001:69）は原著について“为作者在国际法领域的代表作，叙述建明，内容充实。”と述べ、《公法便覽》については徐維則の言葉を借りながら“有的学者认为，丁韋良翻译的《万国公法》影响虽然很大，但‘多据罗马及近时旧案，未能悉本公理，而所采又未全备’，倒是《公法便覽》较之‘更为周密，例有未达者，历引泰西史乘及近今案牍以发明之’，对该书的评价还是较高的。”と評価した。

⁸⁾ 拙稿「中国近代法律新語の研究—中日近代法律新語の成立及び相互の影響を中心に—」（博士論文、2015）の第三章第二節を参照されたい。

⁹⁾ 《公法便覽》には302語の既存語があり、新出は以下の95語である。

版圖	版輿	背法	捕逮	查辦	殘殺	常律	懲辦	懲罰	承繼	出籍	代控	盜案
地輿	地界	抵押	典刑	定約	訂約	斷定	恩赦	法紀	法例	法學	法治	罰銀
伏法	公例	公堂	供證	公罪	故犯	規例	國紀	海界	海疆	合約	會審	監禁
緝捕	紀律	疆宇	訐告	詰問	禁錮	拘留	鞠審	科斷	科罪	控訴	口詞	口供
扣留	律令	明證	命案	擬斷	判定	判決	囚禁	確據	人證	審明	審問	申冤
涉訟	實據	收押	私約	死罪	訴告	條律	聽斷	聽訟	提審	提訊	通法	違例
問罪	誤犯	無罪	憲章	刑法	兇犯	疑案	遺書	遺業	章程	正法	質審	注銷
追緝	字據	罪律	罪人									

新造語 (31 語) : 罰款 法院 公約 全權 外法 萬國公法 性法 約款
越權／案犯 半權 代訊 犯例 公法家 公法師 公法書 公法院
公律 軍例 律法家 律書 民間公法 民權 權責 訟案 通融公法
投控 行産 刑司 責守 座罪
転用語 (13 語) : 法師 公法 國法 局外 理法 内法 權利 私權 主
權／法家 申訴 屬地 自由

《公法便覽》新出の法律新語は後世に継承されるものは少数であり、現代の法律語としてほとんど残らなかった。例えば“半權、代訊、犯例、公法院、空訴、投控、座罪”などは他の文献に使用されることはなく、“公法家、公法師、公律、律法家、律書、訟案、刑司”などは一部の文献に用例があるものの結局民国期まで残らなかった。

一方で“民權”のように広く使用される法律新語は珍しい。“民權”は《公法便覽》第一卷第三章第十二節の表題のひとつに“此法必與國政民權兩無妨礙方可互行”とある。同節には“人民之權利”という言い方が複数回使用されているため、《公法便覽》ではまだ“民權”は一語として常用される表現ではなく、その後の継続した使用により定着したものと考えられる。ところで、“民權”は日本語では早くに津田真道訳『泰西國法論』（1868）に用例が見え、日本語の中で定着していく。日中翻訳書の訳出時期からみると、《公法便覽》は『泰西國法論』あるいはそれ以降の日本書の影響を受けている可能性があると考えられるが、《公法便覽》の法律新語のうち日本語に先行する用例があるものは“民權、律書、公法家”の3語だけであり、その可能性は否定的と言わざるを得ないだろう。“民權、律書、公法家”は日中両国で別々に創造された「暗合」の訳語と言える¹⁰⁾。

¹⁰⁾ 陳力衛 (2011) は意味的暗合の例として「汽車、理学」について論じた。荒川清秀 (2005) は「空氣」の成立過程を考察して「空氣」は日中別々に創出した例だと指摘した。

2.3 《公法會通》（1880）

《公法會通》の原著はドイツの法学者 J.C.Bluntschli（歩倫）が著した *Le droit International Codifié* で、漢訳書はフランス語訳からの重訳である¹¹⁾。《公法會通》の前半は法文館副教習の聯芳、慶常、聯興が翻訳し、その他を丁韞良が講述し貴榮、桂林が筆述した。全書は10巻からなり、本文は第一巻から第九巻までの862章、第十巻は續巻で157章ある。1898年に湖南実学書局から再刊行された他に、1899年に上海の外国語出版者 K.Wellington Koo から再出版された。その他にも多数の版本がある¹²⁾。日本には岸田吟香の訓点本がある。また同年にフランスのナポレオン法典を畢利幹が漢訳した《法國律例》（1880）が公刊され、西洋近代法への理解が深まりを見せた時期でもある。

《公法會通》の法律新語は46語で、新出は9語である¹³⁾。

新造語（26語）：犯例 法院 公法家 公海 公約 國約 海法院 護照
軍例 律書 民權 全權 權責 上法院 特權 特約 投控 行產
性法 約據 約款 越權 責守 戰權／承審 本權
転用語（20語）：法家 法師 公法 國法 國籍 局外 民例 權利 申
訴 屬地 責任 主權 自由／故意 國籍 國例 民例 上訴 失權
刑例

新出は少ないながら、“民例、刑例”は畢利幹漢訳の《法國律例》に使用され、“故意、國籍、上訴、失權”は民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）、《法律大辭書》（1936）に収録された。版本が多く存在し

¹¹⁾ 田涛（2001：73）は丁韞良著《西学考略》によると刊行後の1881年、ドイツの Heidelberg 大学にて歩倫氏の講義を聴講したという。

¹²⁾ 田涛（2001：77）を参照。

¹³⁾ 《公法會通》に226語の既存語があり、新出は33語である。

白旗 查抄 懲戒 大權 大赦 地產 對質 法官 房產 供詞 加罪 監察 禁例
軍權 拘束 酷刑 牢獄 判者 情罪 權位 赦免 水界 私罪 調處 土宇 刑律
刑辱 刑傷 刑訊 宣告 折獄 罪罰 作證

ていたことから分かるように《公法會通》の法律新語はかなり普及していたと考えられる。

2.4 《陸地戦例新選》(1883)

《陸地戦例新選》は国際法学会編纂の *Manual of the Law of War on Land* から翻訳された小冊子である。本文は 86 条で、主に戦時国際法を遵守すべきこと、停戦、投降、占領の原則、市民、負傷兵への加害禁止、戦場会議、強奪禁止、公共施設の保護、スパイの処遇などの内容となっている。陳蘭彬の序文がある。その翌年の 1884 年に吉田賢輔が訓点を付け懸車堂から刊行している。これ以降、丁韞良の訳書著書の訓点本がないことは、日本が国際法の知識を中国の漢訳本から学び取る必要がなくなっていたことを意味している。折しもそれは 1896 年から始まる日本への中国人留学生の派遣など国際社会における日本と中国の立場に逆転現象が現れようとしていた時期でもある。

《陸地戦例新選》は既出の法律新語“公法、局外、軍例、自由”を継承するのみで、新出の法律新語は見当たらない¹⁴⁾。

その後傅蘭雅が 1894 年に《公法總論》、《各國交渉公法論》、《各國交渉便法論》を漢訳し、1901 年に《邦交公法新論》を出版するなど、国際法の漢訳は活況を見せるのだが、1898 年の戊戌政変以降、専ら日本書からの漢訳に傾倒していく。

2.5 《公法新編》(1903)

《公法新編》は丁韞良編訳、綦策鰲筆述、イギリスの法学者 W.E.Hall (霍珥¹⁵⁾) の *A Treatise on International Law* を原本とすると思われる¹⁶⁾。丁韞良

¹⁴⁾ 《陸地戦例新選》にある既存語の新出は“白旗、賠補、投降、認告”のみである。

¹⁵⁾ 原著者の中国語表記について凡例に“是編係英國公法名家霍珥氏原本茲將全書譯為漢文、並譯霍珥氏為堂氏”と説明し、漢訳本では“堂氏”と表記している。

¹⁶⁾ 傅徳元(2013:321)を参照。異説もあり、原本の版本も明確ではないため未だ定説はない。

最後の国際法漢訳書である。4巻からなり、李鴻章と端方の序、丁韞良の自叙、纂策鰲の弁言と「公法新編中西字目合璧¹⁷⁾」がある。この「中西字目合璧」は中英訳語対照表で、法律語の規定に非常に有効であったと考えられるが、管見の限りでは残念ながらこれを継承した工具書は現存しない。おそらく丁韞良がこれ以後漢訳書を出さなかったこと、日本由来の法律辞典が隆盛したことが原因だろう。ちなみに日本初の近代法律用語辞典『法律語彙初稿』は1883年の出版であり、それに比べると中国の法律用語辞典の成立は遅れている。

《公法新編》の法律新語は41語で、新出は新造語の11語と和製法律新語の4語である¹⁸⁾。

新造語（27語）：案犯 犯例 法院 公法家 國約 護照 軍例 全權
權責 上權 特權 特約 行産 約款 越權 戰權／承審官 公法論
海權 護界 界河 界江 界水 通律 商約 訟律 專約

転用語（10語）：公法 國籍 局外 民例 權利 申訴 屬地 責任 主
權 自由

和製法律新語（4語）：代理人 動産¹⁹⁾ 領土²⁰⁾ 約定

丁韞良の漢訳書として初めて和製法律新語の使用を確認できた。“動産”

¹⁷⁾ 法律用語（人名、国名などの固有名詞を含む）622項目の中英対照表である。面白いのは中国語の題名と巻・章が右からの横書き（「璧合目字西中編新法公」「章一第一卷」など）であるのに対し、見出し語は英語に合わせて左からの横書き（公法、地方官、轄地之權など）である。

¹⁸⁾ 《公法新編》の既存語は183語新出は26語である。
査審 抄没 處分 定産 罰鍰 犯科 犯人 管理 國律 科條 極刑 拘拿 勒索
律學 贖金 私犯 誤殺 屬國 訊鞠 讞案 約章 執法官 重罰 自殺 租界 罪囚

¹⁹⁾ 卷三の第一百三十八節に“動産（割注）便覽、會通二書譯行産”、“定産（割注）便覽、會通二書譯恒産”とそれぞれ注釈があり、本書にて新訳語を使用することを特段断っている。

²⁰⁾ “領土”は卷二の第三十八節に“護界（割注）或譯領土。按西文譯即望風界之意”と注釈に一度のみ使用された。この語が日本語語彙であることを認識していたためなのか、敢えて新訳語“護界”を使用していたとわかる。

は和製法律新語に区分したが、英語 movable property の逐語訳による新造語である可能性を完全には排除できない。ただ、“代理人、領土、約定”など他にも和製法律新語を使用していることを考えると日本語からの借用語であると思われる。

《公法新編》に前後して黄遵憲《日本國志・刑法志》(1895)、康有為《日本變政考》(1898)、林榮《國際法精義》(1903)、商務印書館訳《國際法大綱》(1903)などに大量の和製法律新語が使用されていた。このため丁韞良の訳書に和製法律新語が用いられていても特別に不思議ではない。

2.6 《邦交提要》(1904)

《邦交提要》は丁韞良口講、綦策鰲述稿、蔡兆熊校閲により上海廣學會から刊行された²¹⁾。丁韞良が京師同文館を離れた後、湖北仕学院に招聘され講義していた内容を編集し刊行したものである。全24課を上下巻に分けて収録し、巻頭は端方と李佳継昌の序があり、巻末には「壬寅公法會紀事」「公法會章程」「擬戰時保護海底電纜公例」「擬平時戰時處置氣球公例」が付録されている。該書の内容は欧州諸国を中心に東洋諸国も含めた主要国の地理、政治体制などを紹介しており、国際法学習者に世界各国の基礎知識を提供している。

国際法を正面から論じた著作ではないこともあり、《邦交提要》の法律新語は22語であり、新出は5語である²²⁾。

新造語 (12語) : 案犯 承審官 公法家 公法書 海權 護照 全權 商約 特約 專約 / 律例家 陪審人員 賠款 平權
転用語 (7語) : 公法 國法 局外 權利 失權 屬地 自由 / 公判
和製法律新語 (3語) : 平時公法 戰時公法 治外法權

²¹⁾ 田涛 (2001 : 79) は上海基督教文藝出版社からの出版としていることから、筆者が参考したものを含め当時複数の版本があったと推測される。

²²⁾ 《邦交提要》の既存語85語、新出は“和解、權力、文法、要案、越獄、獄卒”の6語である。

《公法新編》に続き《邦交提要》でも和製法律新語を使用している。“治外法權”は林樂知漢訳の《萬國公法要略》（1903）や嚴復漢訳の《法意》（1904-1909）にも現れており、20世紀初めに和製法律新語が中国に相当浸透していたことを表す良い例である。

3. 各書に継承された法律新語

下表に2書以上に使用された法律新語の新造語（1～31）と転用語（32～46）を列挙した。○は用例あり、空欄は用例なしを表す。

	語彙	萬國公法	公法便覽	公法會通	陸地戰例	公法新編	邦交提要
1	全權	○	○	○		○	○
2	法院	○	○	○		○	
3	越權	○	○	○		○	
4	約款	○	○	○		○	
5	特權	○	○	○		○	
6	戰權	○	○	○		○	
7	性法	○	○	○			
8	公約	○	○	○			
9	上法院	○	○	○			
10	約據	○	○	○			
11	外法	○	○				
12	罰款	○	○				
13	萬國公法	○	○				
14	護約	○	○				
15	特約	○		○		○	○
16	國約	○		○		○	
17	上權	○				○	
18	軍例		○	○	○	○	
19	公法家		○	○		○	○
20	護照		○	○		○	○
21	行産		○	○		○	
22	犯例		○	○		○	
23	民權		○	○			
	語彙	萬國公法	公法便覽	公法會通	陸地戰例	公法新編	邦交提要
24	律書		○	○			
25	投控		○	○			
26	公海		○	○			
27	案犯		○			○	○
28	承審官					○	○
29	專約					○	○
30	海權					○	○
31	商約					○	○
32	公法	○	○	○	○	○	○
33	局外	○	○	○	○	○	○
34	權利	○	○	○		○	○
35	主權	○	○	○		○	
36	責任	○	○	○		○	
37	國法	○	○	○			○
38	法師	○	○	○			
39	私權	○	○				
40	理法	○	○				
41	自由		○	○	○	○	○
42	申訴		○	○		○	
43	法家		○	○			
44	民例			○		○	
45	國籍			○		○	
46	失權			○			○

この表には《萬國公法》26語、《公法便覽》36語、《公法會通》34語、《陸地戰例新選》4語、《公法新編》28語、《邦交提要》15語が載っている。《公法便覽》と《公法會通》に使用した語彙がやや多いのは両書の影響力が大きかったことの表れであろう。そして、2書で一致する法律新語を見ると、《萬國公法》と《公法便覽》は23語、《公法便覽》と《公法會通》は29語、《公法會通》と《公法新編》は22語が比較的共通する法律新語が多く、《公法便覽》と《公法會通》は分量と刊行時期がともに近いことが要因と言えるかもしれない。

上掲46語のうち半数以上の27語は3書以上に表れ、4書以上に表れたのは17語もあり、訳語が継承されていく過程で定着して行ったことが窺える。

4. 変遷の軌跡を辿れる法律新語

法律新語が脈々と継承されていたことは上掲表から明らかであるが、法律新語に限定せず既存語も含めると取捨選択を繰り返し、漢訳時により適切な訳語を追い求めていたことが見えてくる。下表に同義・類義語をまとめた(空欄は該当語なし)。

	萬國公法	公法便覽	公法會通	陸地戰例	公法新編	邦交提要
動産類	動物	行産	行産		動産、行産	
不動産類	植物	恒産	恒産		定産、恒産	
中立類	局外、中立	局外	局外	局外	局外、中立	局外
領土類	國土、疆界、疆土、土地	疆界、疆土、土地、版輿、邦土、地界、地輿、疆宇、疆域、境地、屬地	地界、地輿、疆界、疆土、境地、疆域、屬地、土地	境界	地界、疆界、疆土、屬地、土地、護界、領土	疆界、疆土、疆宇、屬地、土地
領海類		海疆、海界	海疆、海界 水界		海疆、水界、界河、界江、界水	海疆
法学者類	法師、公師	法師、法家、公法家、公法師、律法家、律師	法家、法師、公法家		公法家	公法家、律例家

裁判所類	法院、法司、 法堂	法院、法司 公堂、公法院	法院、法司		法院	
訴訟類	詞訟、告發、 控告、上控、 上告、訟詞、 訟獄、興訟、 争訟	詞訟、告發、 控告、上控、 上告、興訟、 争訟、呈控、 控訴、訴告、 申訴、伸訴	詞訟、控訴、 控告、上控、 申訴、訟獄、 興訟、争訟 上訴	興訟	控訴、申訴	

このように見ると《公法新編》から法律語の種類が減り、用語が落ち着いているように感じられる。丁韪良なりに法律語が固定され、定着したと言えそうである。そこで“動産”と“領土”を見ると、領土類では“疆、界”が常用されていた中に突如として現れた“領土”は特に異質に思える。“動産”は《萬國公法》の“動物”と同じ語素“動”を共有するため訳語の回帰とするなら理解し易い面もあるが、なぜ《公法新編》（1903）のタイミングであったのか、気になってしまう。やはり“動産”と“領土”は和製法律新語と見るべきだろう。

5. まとめ

以上取り上げた 6 書から次の 5 点を指摘することができる。

- 1) 6 書は訳語を継承し法律新語の定着に積極的な役割を果たした。
- 2) 2 書で一致する法律新語を見ると、《萬國公法》と《公法便覽》は 23 語、《公法便覽》と《公法會通》は 29 語、《公法會通》と《公法新編》は 22 語のように刊行時期が近い著作ほど多くの法律新語を共有しており、法律語が段階的に発展してきたことが確認できる。
- 3) この 6 書においては 20 世紀初期に初めて和製法律新語の使用を確認でき、その数は限定的である。
- 4) 《公法新編》（1903）に和製法律新語が見られたのは、20 世紀初頭に日本語彙が中国で流行していた時勢の表れである。
- 5) 《萬國公法》から《陸地戦例新選》までに訓点本が刊行されていたのは、丁韪良の漢訳書が 1884 年まで日本において影響力があったことを示

唆している反面、それ以降の著訳は日本に需要がなかったことを意味している。

小稿は法律新語に関して丁韞良の著訳により《萬國公法》(1864)以後の変遷を語彙から辿ることができたものの、継承され定着する語彙と死語となり淘汰された語彙について言語学的な理由が存在するか、それが近代と現代で共通するものであるかなど理論面に踏み込めていない。今後その原因、理由の考察を進めていきたい。

【参考文献】

- 恵頓著、丁韞良譯 1864《萬國公法》(同治3年、京都崇實館存板)
- 吳爾璽著、丁韞良等譯 1878《公法便覽》(妻木頼矩訓點本)
- 霍氏著、丁韞良等譯 1880《公法會通》(樂善堂聚珍版、岸田吟香訓點)
- 公法學會編纂、丁韞良譯述 1883《陸地戰例新選》(明治17年9月刊行、東京懸車堂藏版、吉田賢輔訓點)
- 堂氏著、丁韞良編譯 1903《公法新編》(光緒29年2月、上海廣學會藏板)
- 丁韞良口講、綦策鰲述稿 1904《邦交提要》(光緒30年、上海廣學會校刊)
- 張嘉寧 1991「《万国公法》の成立事情と翻訳問題」加藤周一ほか編『翻訳の思想』日本近代思想大系15、岩波書店
- 田涛 2001《国际法輸入与晚晴中国》济南出版社
- 荒川清秀 2005「『空気』語源考 — 語基の造語力と伝播のタイプをめぐる」『香坂順一先生追悼記念論文集』光生館
- 陳力衛 2011「近代日本の漢語とその出自」『日本語学』30-8。
- 傅徳元 2013《丁韞良與近代中西文化交流》臺大出版中心
- 藤本健一 2012「漢訳《万国公法》の法律用語が日中両語に与えた影響」『中国言語文化研究』創刊号、大東文化大学大学院外国語学研究所
- 藤本健一 2013「清末在華宣教師の国際法漢訳書に見える法律語彙」『中国語研究』(55)、白帝社
- 藤本健一 2017「法律新語“領土”の成立とその周辺」『語学教育研究論叢』(34)大東文化大学語学教育研究所